

の第二号の上欄に掲げる個人で政令で定めるもの以外のものが貸付けの用に供した場合を除く。)には、その事業の用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該特定設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかるわらず、当該特定設備等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額(第十条第四項)に規定する中小企業者以外の個人が取得し、又は製作し、若しくは建設した同表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産については、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額)に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額との合計額(以下この条において「合計償却限度額」という。)以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定設備等の償却費として同法第四十九条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下することはできない。

個人	資産	割合
一 公害その他これに準ずる公共の災害の防止に資する機械その他の減価償却資産のうち政令で定めるものを事業の用に供す	当該機械その他の減価償却資産(新設又は増設に係るもののうち政令で定めるもの及び既存の当該機械その他の減価償却資産に代えて設置をするものとして政令で定めるもの並びに次号の中欄に掲げる減価償却資産に該当するものを除く。)	百分の十四(当該機械その他の減価償却資産のうち政令で定める構築物については、百分の十)
		一の割合)

の第三号の上欄に掲げる個人で政令で定めるもの以外のものが貸付けの用に供した場合を除く。)には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該特定設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかるわらず、当該特定設備等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額(第十条第五項)に規定する中小企業者以外の個人が取得し、又は製作し、若しくは建設した同表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産については、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額)に当該各号の下欄に掲げる割合(当該特定設備等の全部又は一部が同表の二以上の号の規定に該当する場合には、当該二以上の号の割合のうち最も大きい一の割合)を乗じて計算した金額との合計額(以下この条において「合計償却限度額」という。)以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定設備等の償却費として同法第四十九条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

個人	資産	割合
一 公害その他これに準ずる公共の災害の防止に資する機械その他の減価償却資産のうち政令で定めるものを事業の用に供する個人(畜産業を営む個人については、政令で定める個人に限る。)	当該機械その他の減価償却資産(新設又は増設に係るもののうち政令で定めるもの及び既存の当該機械その他の減価償却資産に代えて設置をするものとして政令で定めるものを除く。)	同上
二 電気事業法第二条第一項第一号に規定する一般電気事業若しくは同項第五号に規定する特定電気事業、電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第四号に規定する特種設備等に	次に掲げる工事の施行に伴つて取得し、又は建設されるケーブルその他の政令で定める設備	百分の五

個	人
期	間
資	産
割	合

第十一條の二 青色申告書を提出する個人で次の表の各号の第一欄に掲げるものが、当該各号の第二欄に掲げる期間内に、当該各号の第三欄に掲げる減価償却資産のうちその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この条において「地震防災対策用資産」という。）を取得し、又は地震防災対策用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該個人の事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該地震防災対策用資産の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該地震防災対策用資産について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額に当該各号の第四欄に掲げる割合を乗じて計算した金額との合計額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該地震防災対策用資産の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2・3 省略	省略	省略
--------	----	----

（地震防災対策用資産の特別償却）

2・3 同上	三 同上	三 同上
	同上	同上
	同上	同上

第十一條の二 青色申告書を提出する個人でその施設等につき地震防災のための対策を早急に講ずる必要があるものとして政令で定めるものが、昭和六十二年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に、大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二条第四号に規定する地震防災対策強化地域その他の地震防災のための対策を緊急に推進する必要があると認められる区域として政令で定める区域内において、地震防災に資する機械及び装置その他の減価償却資産で政令で定めるもののうちその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この条において「地震防災対策用資産」という。）を取得し、又は当該地震防災対策用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該個人の事業の用に供した場合には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該地震防災対策用資産の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該地震防災対策用資産について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額に当該各号の第四欄に掲げる割合を乗じて計算した金額との合計額以下の場合には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該地震防災対策用資産の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該地震防災対策用資産について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の八に相当する金額との合計額以下の場合には、その用に供した日の属する年における当該個人が必要経費として計算した金額と

する。ただし、当該地震防災対策用資産の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

人で、当該特定建築物の耐震改修につき同法第二条第三項に規定する所管行政の同法第七条第二項の規定による指示を受けていないもの

(開発研究用設備の特別償却)

第十一條の三 青色申告書を提出する個人で新たな製品の製造又は新たな技術の發明に係る試験研究として政令で定めるもの（以下この項において「開発研究」という。）を行うものが、平成十五年一月一日から平成十八年三月三十一日までの間に、当該開発研究の用に供される機械及び装置並びに器具及び備品のうち政令で定めるもの（以下この条において「開発研究用設備」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は開発研究用設備を製作してこれを国内にある当該個人の開発研究の用に供した場合には、その開発研究の用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該開発研究用設備の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該開発研究用設備について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の五十に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該開発研究用設備の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2 第十一條第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける開発研究用設備の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十一條の三第一項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。

3 前二項の規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、開発研究用設備の償却費の額の計算に関する明細書その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

(事業革新設備の特別償却)

第十一條の三 省略

2 第十一條第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける事業革新設備の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十一條の三第一項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。

3 省略

(事業革新設備の特別償却)

第十一條の四 同上

2 第十一條第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける事業革新設備の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十一條の四第一項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。

3 同上

(特定電気通信設備等の特別償却)

第十一條の四 青色申告書を提出する個人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、平成十五年四月一日から平成二十年三月三十一日（同表の第二号の上欄に掲げるものについては、平成十九年三月三十一日）までの間に、当該各号の中欄に掲げる減価償却資産でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この条において「特定電気通信設備等」という。）を取得し、又は特定電気通信設備等を製作し、若しくは建設して、これを当該個人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合には、その事業の用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該特定電気通信設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかるらず、当該特定電気通信設備等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定電気通信設備等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

個 人	資 産	割 合
一 有線テレビジョン放送 法（昭和四十七年法律第 百十四号）第二条第四項 に規定する有線テレビジ ョン放送事業者に該当す るもの	電気信号の効率的な伝送を行 うための設備のうち電気 通信の利便性を著しく高め るものとして政令で定める	百分の五

(特定電気通信設備等の特別償却)

第十一條の六 青色申告書を提出する個人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、平成十五年四月一日から平成十八年五月三十一日（同表の第二号の上欄に掲げるものについては、平成十九年三月三十一日）までの間に、当該各号の中欄に掲げる減価償却資産でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この条において「特定電気通信設備等」という。）を取得し、又は特定電気通信設備等を製作し、若しくは建設して、これを当該個人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合には、その事業の用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該特定電気通信設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかるらず、当該特定電気通信設備等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定電気通信設備等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

個 人	資 産	割 合
一 有線テレビジョン放送 法第二条第四項に規定す る有線テレビジョン放送 事業者に該当する個人	同 上	

百分の五（有線 テレビジョン故 送における電気 信号の伝送又は 変換の効率化に

る個人

二 省 略	省 略	省 略
-------	-----	-----

2 第十一条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける特定電気通信設備等の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十一条の四第一項本文」の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。

3 省 略

(商業施設等の特別償却)

第十一条の五 青色申告書を提出する個人で中小小売商業者等（中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第一百一号）第六条に規定する中小小売商業者又は中小サードビス業者をいう。）に該当するものが、平成十九年三月三十一日までに、同法第四条第一項の認定を受けた同項に規定する商店街整備計画に係る店舗用又は倉庫用の建物及びその附属設備で政令で定めるもので、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この条において「商業施設等」という。）を取得し、又は商業施設等を製作し、若しくは建設して、これを当該個人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該商業施設等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかるわらず、当該商業施設等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該商業施設等の償却費の額として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

第十一条の五 青色申告書を提出する個人で中小小売商業者等（中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第一百一号）第六条に規定する中小小売商業者又は中小サードビス業者をいう。）に該当するものが、平成十九年三月三十一日までに、同法第四条第一項の認定を受けた同項に規定する商店街整備計画に係る店舗用又は倉庫用の建物及びその附属設備で政令で定めるもので、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この条において「商業施設等」という。）を取得し、又は商業施設等を製作し、若しくは建設して、これを当該個人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該商業施設等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかるわらず、当該商業施設等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該商業施設等の償却費の額として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

二 同 上	同 上	同 上
-------	-----	-----

2 第十一条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける特定電気通信設備等の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十一条の六第一項本文」の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。

3 同 上

(商業施設等の特別償却)

第十一条の七 青色申告書を提出する個人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、平成十九年三月三十一日（同表の第二号の上欄に掲げるものについては、平成十八年三月三十一日）までに、当該各号の中欄に掲げる減価償却資産でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この条において「商業施設等」という。）を取得し、又は商業施設等を製作し、若しくは建設して、これを当該個人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該商業施設等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかるわらず、当該商業施設等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該商業施設等の百分の八に相当する金額での合計額以下で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該商業施設等の償却費の額として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

個 人	資 産	割 合
中小小売商業者等（中）	同法第四条第一項の認定を	百分の八

資する効果が特に著しいものとして政令で定めるものについては、百分の十）

- 2 第十一条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける商業施設等の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十一条の五第一項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。
- 3 省略
- (製造過程管理高度化設備等の特別償却)
- 第十一條の六 省略
- 2 第十一条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける製造過程管理高度化設備等の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十一条の六第一項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。
- 3 省略

<p>2 第十一条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける商業施設等の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十一条の五第一項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。</p> <p>3 省略</p> <p>(製造過程管理高度化設備等の特別償却)</p> <p>第十一條の六 省略</p> <p>2 第十一条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける製造過程管理高度化設備等の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十一条の六第一項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。</p> <p>3 省略</p>	<p>二 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第九十二号）第二十条第二項に規定する認定中小小売商業高度化事業計画に係る同法第四条第五項に規定する中小売商業高度化事業を実施する個人</p>	<p>当該認定中小小売商業高度化事業計画に係る同法第一項に規定する商業施設のうち建物及びその附属設備で政令で定めるもの</p>	<p>百分の八</p>	<p>受けた同項に規定する商店街整備計画に係る店舗用又は倉庫用の建物及びその附属設備で政令で定めるもの</p>
<p>2 第十一条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける商業施設等の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十一条の九第一項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。</p> <p>3 同上</p> <p>(製造過程管理高度化設備等の特別償却)</p> <p>第十一條の八 同上</p> <p>2 第十一条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける製造過程管理高度化設備等の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十一条の八第一項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。</p> <p>3 同上</p>				

(再商品化設備等の特別償却)

第十一條の七 青色申告書を提出する個人が、平成八年四月一日から平成二十年三月三十日までの間に、次の各号に掲げる機械その他の減価償却資産のうちその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この条において「再商品化設備等」という。）を取得し、又は再商品化設備等を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該個人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合には、その事業の用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該再商品化設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該再商品化設備等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該再商品化設備等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一 省 略

二 生物資源を利用した製品を製造するための機械その他の減価償却資産で政令で定めるもの 百分の十四

三 省 略

2 第十一條第一項の規定は、前項の規定の適用を受ける再商品化設備等の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十一條の七第一項本文」の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。

3 省 略

(障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等)

第十三条 省 略

2 前条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける機械装置等の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」のあるのは「第十三条第一項」と、「その合計償却限度額」とあるのは「第十三条第一項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と、「第十三条第一項」とあるのは「第十二条の三第一項」と読み替えるものとする。

(再商品化設備等の特別償却)

第十一條の九 青色申告書を提出する個人が、平成八年四月一日から平成十九年三月三十日までの間に、次の各号に掲げる機械その他の減価償却資産のうちその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この条において「再商品化設備等」という。）を取得し、又は再商品化設備等を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該個人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合には、その事業の用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該再商品化設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該再商品化設備等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額（第二号に掲げる機械その他の減価償却資産のうち政令で定めるものにあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額）に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該再商品化設備等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一 同 上

二 再生資源を利用した製品を製造するための機械その他の減価償却資産で政令で定めるもの（前号に掲げるものを除く。） 百分の十四（再生資源の利用の促進に著しく資するものとして政令で定めるものについては、百分の二十三）

三 同 上

2 第十一條第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける再商品化設備等の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十一條の九第一項本文」の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。

3 同 上

(障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等)

第十三条 同 上

2 第十二条の三第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける機械装置等の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第十三条第一項」と、「その合計償却限度額」とあるのは「第十三条第一項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と、「第十三条第一項」とあるのは「第十二条の三第一項」と読み替えるものと

3 青色申告書を提出する個人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、平成十年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に、当該各号の中欄に掲げる減価償却資産でその製作の後事業の用に供されたことのないもの（第一項の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「障害者対応設備等」という。）を得し、又は障害者対応設備等を製作して、これを当該個人の営む当該各号の上欄に規定する事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該障害者対応設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該障害者対応設備等について同項の規定により計算した償却費の額とその基準取得価額（当該障害者対応設備等の取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額をいう。）に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該障害者対応設備等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

個 人	資 産	割 合
一・二 省略	省略	省略

4 省略
5 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 省略

三 雇用障害者数 その年の十二月三十一日において常時雇用する障害者、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第二条第三号に規定する重度身体障害者、同法第五号に規定する重度知的障害者、同法第七十一条第一項に規定する重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者及び同法第七十二条の六に規定する精神障害者である短時間労働者の数を基礎として政令で定めるところにより計算した数をいう。

6 省略
7 第十一条第三項の規定は、第一項の規定若しくは第二項において準用する前条

する。

3 青色申告書を提出する個人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、平成四年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に、当該各号の中欄に掲げる減価償却資産でその製作の後事業の用に供されたことのないもの（第一項の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「障害者対応設備等」という。）を得し、又は障害者対応設備等を製作して、これを当該個人の営む当該各号の上欄に規定する事業の用に供した場合には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該障害者対応設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該障害者対応設備等について同項の規定により計算した償却費の額とその基準取得価額（当該障害者対応設備等の取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額をいう。）に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該障害者対応設備等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

個 人	資 産	割 合
一・二 同 上	同 上	同 上

5 4 同 上

一・二 同 上

三 雇用障害者数 その年の十二月三十一日における常時雇用する障害者の数（当該障害者のうちに障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第二条第三号に規定する重度身体障害者又は同法第五号に規定する重度知的障害者（以下この号において「重度の障害者」という。）がある場合には、当該重度の障害者の数を加算した数）と通常の従業員よりも労働時間が短い重度の障害者である従業員の数を合計した数として政令で定める数をい

う。
7 第十一条第三項の規定は、第一項の規定若しくは第二項において準用する第十

第二項の規定又は第三項の規定若しくは第四項において準用する第十一条第一項の規定を適用する場合について準用する。

(農業経営改善計画を実施する個人の機械等の割増償却)

第十三条の三 青色申告書を提出する個人が次の各号に掲げる場合に該当する場合には、適用年の十二月三十一日（当該個人が、年の中途において死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した場合には、その死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した日）において当該個人の有する当該各号に定める減価償却資産の償却費としてその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該資産について同項の規定により計算した償却費の額とその百分の二十に相当する金額との合計額以下（当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該資産の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一 当該個人（現に農業を営む者に限る。）が、平成四年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に農業經營基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十二条第一項に規定する農業經營改善計画（以下この号及び次号において「農業經營改善計画」という。）に係る同条第四項の認定（以下この号及び次号において「認定」という。）を受けた者で、次に掲げる要件のいずれかを満たすことについて財務省令で定めることにより証明がされたものに該当し、かつ、その年において当該農業經營改善計画に係る農業を主として営む場合として政令で定める場合（農業用の機械及び装置（これに類する構築物その他政令で定めるものを含む。）、建物及びその附属設備並びに生物（当該個人が当該農業經營改善計画に係る認定前に他の農業經營改善計画に係る認定を受けたことのある者に該当する場合の当該農業經營改善計画（以下この号において「新農業經營改善計画」という。）に係る適用年にあつては、当該減価償却資産のうち当該新農業經營改善計画に係る次項第一号に規定する適用開始年の一月一日以後に取得し、又は製作し、若しくは建設したものに限る。）

イ 当該農業經營改善計画に従つて取得等（所有権若しくは使用収益権（地上権、永小作権、使用貸借による権利及び賃借権をいう。以下この号において同じ。）の取得（相続若しくは遺贈によるもの又は当該個人と政令で定める特殊の関係がある者からの贈与によるものを除く。以下この号において同じ。）又は使用収益権の設定（当該個人と政令で定める特殊の関係がある者の

二二条の三第二項の規定又は第三項の規定若しくは第四項において準用する第十一条第二項の規定を適用する場合について準用する。

(農業經營改善計画等を実施する個人の機械等の割増償却)

第十三条の三 青色申告書を提出する個人が次の各号に掲げる場合に該当する場合には、適用年の十二月三十一日（当該個人が、年の中途において死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した場合には、その死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した日）において当該個人の有する当該各号に定める減価償却資産の償却費としてその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該資産について同項の規定により計算した償却費の額とその百分の二十（当該資産が第三号に定める資産である場合には、百分の十二）に相当する金額との合計額以下（当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該資産の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一 同 上

二 同 上

イ 当該農業經營改善計画に従つて取得等（所有権若しくは使用収益権（地上権、永小作権、使用貸借による権利及び賃借権をいう。以下この号において同じ。）の取得（相続若しくは遺贈によるもの又は当該個人と政令で定める特殊の関係がある者からの贈与によるものを除く。以下この号において同じ。）又は使用収益権の設定（当該個人と政令で定める特殊の関係がある者の

所有する農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号に規定する農用地に係るものその他の政令で定めるものを除く。) を受ける行為をいう。以下この号及び次号において同じ。) をした同項第一号に規定する農用地(以下この号及び次号において「農用地」という。) の面積の合計が政令で定める面積を超えており、かつ、当該農用地において農業を営んでいること。

口二省略

二省略

所有する農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号に規定する農用地(以下この号及び次号において「農用地」という。) に係るものその他の政令で定めるものを除く。) を受ける行為をいう。以下この号及び次号において同じ。) をした農用地の面積の合計が政令で定める面積を超えており、かつ、当該農用地において農業を営んでいること。

口二同上

二同上

三 当該個人が、平成八年四月一日から平成十八年三月三十日までの間に林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)第五条第一項に規定する改善措置についての計画(当該個人以外の同法第二条第二項に規定する事業主及び同法第十二条第一項の林業労働力確保支援センターと共同して作成されたものに限る。以下この号において「共同改善計画」という。)に係る同法第五条第一項の認定を受けた個人のうち主として素材生産業を営む者として政令で定めるもので、当該共同改善計画に従つて同項に規定する改善措置を実施していることについて財務省令で定めるところにより証明がされたものに該当する場合 林業用の機械及び装置(当該個人が当該共同改善計画に係る認定前に他の共同改善計画に係る認定を受けたことのある者に該当する場合には、当該機械及び装置のうち新たな共同改善計画に係る認定の日以後に取得し、又は製作したものに限る。)

2 同上

一 同上

2 前項に規定する適用年とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める各年(第一号に定める各年については、同項第一号ニに掲げる要件を満たす場合における第二十五条第一項又は第二項の規定の適用を受ける年を除く。)をいう。

一省略

二 前項第二号に掲げる場合 同号に規定する認定のあつた日の属する年以後五年以内の各年

3・4省略

(漁業経営改善計画を実施する個人の漁船の割増償却)

第十三条の四 青色申告書を提出する個人で、漁業再建整備特別措置法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第七十三号)の施行の日から平成十八年三月三十日までの間に漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法(昭和五十一年法律第四十三号)第四条第一項の認定を受けた漁業者であるものが、供用期間内

の日の属する各年の十二月三十一日（当該個人が、年の中途において死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した場合には、その死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した日。以下この項において同じ。）において当該認定に係る同条第一項に規定する改善計画（以下この項において「認定改善計画」という。）に従つて漁業経営の改善のための措置を実施している場合（これに準ずる場合として政令で定める場合を含む。）には、その年の十二月三十一日において当該個人の有する漁船のうちその年又はその年の前年以前四年内の各年ににおいて当該認定改善計画に従つて取得し、又は建造して当該個人の漁業の用に供されたもの（取得してその用に供されたものにあつては、その取得の時において建造の後事業の用に供されたことのないものに限る。）の償却費としてその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該漁船について同項の規定により計算した償却費の額とその百分の十四に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該漁船の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

- 2 前項に規定する供用期間とは、同項に規定する漁船を漁業の用に供した日から同日以後五年を経過する日までの期間でその用に供している期間をいう。
- 3 第十二条の三第二項の規定は、第一項の規定の適用を受ける漁船の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の」とあるのは「第十三条の四第一項の」と、「その合計償却限度額」とあるのは「同項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と、「前項、第十三条第一項、第十三条の二第一項又は第十三条の三第一項」とあるのは「第十三条の四第一項」と、「これらの」とあるのは「同項の」と読み替えるものとする。
- 4 第十一条第三項の規定は、第一項の規定又は前項において準用する第十二条の三第二項の規定を適用する場合について準用する。

（優良賃貸住宅等の割増償却等）

第十四条 個人が、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一體的推進に関する法律の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第 号）の施行の日から平成二十年三月三十一日までの間に、新築された賃貸住宅のうち中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第十六条第一項に規定する認定中心市街地の区域内において同法第二十八条に規定する認定計画に

（優良賃貸住宅等の割増償却等）

第十四条 個人が、平成七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に、新築された賃貸住宅のうち特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）第六条に規定する特定優良賃貸住宅であつて特にその建設の促進を図る必要があるものとして政令で定めるもの（以下この項及び第五項において「特定優良賃貸住宅」という。）を取得し、又は特定優良賃貸住宅を新築して

基づき建築される賃貸住宅で政令で定めるもの（以下この項及び第五項において「中心市街地優良賃貸住宅」という。）を取得し、又は中心市街地優良賃貸住宅を新築して、これを賃貸の用に供した場合には、当該個人の不動産所得の金額の計算上、その賃貸の用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、当該特定、当該中心市街地優良賃貸住宅の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該中心市街地優良賃貸住宅について同項の規定により計算した償却費の額で当該期間に係るものの百分の百三十六（当該中心市街地優良賃貸住宅のうちその新築の時において同法の規定により定められている耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の百五十）に相当する金額とする。

2~4 省略

5 前各項の規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、中心市街地優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅又は改良優良賃貸住宅の償却費の額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

6 省略

第十五条 青色申告書を提出する個人で、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第四条第一項に規定する認定を受けたもの又は同法第七条第一項に規定する確認を受けたものが、昭和四十九年四月一日から平成十九年三月三十日までの間に、物資の流通の拠点区域として政令で定める区域内において、倉庫業法（昭和三十一年法律第二百二十一号）第二条第二項に規定する倉庫業の用に供される倉庫用の建物及びその附属設備若しくは構築物のうち政令で定めるもの（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第五条第二項に規定する認定総合効率化計画に記載された同法第二条第三号に規定する特定流通業務施設であるものに限る。以下この条において「倉庫用建物等」という。）でその建設の後使用されたことのないものを取得し、又は倉庫用建物等を建設して、これを当該個人の事業（事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。）の用に供した場合には、その事業の用に供した日以後五年以内の日の属する各年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上当該倉庫用建物等の償却費として必要経費に算入する金額は、その事業の用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、所得税法第四十

、これを賃貸の用に供した場合には、当該個人の不動産所得の金額の計算上、その賃貸の用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、当該特定一項の規定にかかわらず、当該特定優良賃貸住宅について同項の規定により計算した償却費の額で当該期間に係るものの百分の百十五（当該特定優良賃貸住宅のうちその新築の時において同法の規定により定められている耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の百二十）に相当する金額とする。

2~4 同上

5 前各項の規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅又は改良優良賃貸住宅の償却費の額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

6 同上

（倉庫用建物等の割増償却）

第十五条 青色申告書を提出する個人で、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第四条第一項に規定する認定を受けたもの又は同法第七条第一項に規定する確認を受けたものが、昭和四十九年四月一日から平成十八年三月三十日までの間に、物資の流通の拠点区域として政令で定める区域内において、倉庫業法（昭和三十一年法律第二百二十一号）第二条第二項に規定する倉庫業の用に供される倉庫用の建物及びその附属設備若しくは構築物のうち政令で定めるもの（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第五条第二項に規定する認定総合効率化計画に記載された同法第二条第三号に規定する特定流通業務施設であるものに限る。以下この条において「倉庫用建物等」という。）でその建設の後使用されたことのないものを取得し、又は倉庫用建物等を建設して、これを当該個人の事業（事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。）の用に供した場合には、その事業の用に供した日以後五年以内の日の属する各年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上当該倉庫用建物等の償却費として必要経費に算入する金額は、その事業の用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、所得税法第四十

九条第一項の規定にかかわらず、当該倉庫用建物等について同項の規定により計算した償却費の額で当該期間に係るもの百分之百十に相当する金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該倉庫用建物等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2・3 省略

(特別償却等に関する複数の規定の不適用)

第十九条 個人の有する減価償却資産がその年において次に掲げる規定のうち二以上の規定の適用を受けることができるものである場合には、当該減価償却資産については、これらの規定のうちいずれか一の規定のみを適用する。

一 第十条の二から第十条の六まで又は第十一條から第十五条までの規定

二 省略

(金属鉱業等鉱害防止準備金)

第二十条 青色申告書を提出する個人で金属鉱業等鉱害対策特別措置法（昭和四十八年法律第二十六号）第二条第二項に規定する採掘権者又は租鉱権者であるものが、昭和四十九年から平成二十年までの各年（事業を廃止した日の属する年を除く。）において、同法第七条第一項に規定する特定施設（以下この条において「特定施設」という。）の使用の終了後における鉱害の防止に要する費用の支出に備えるため、当該特定施設ごとに、当該特定施設につきその年において同法第七条第一項及び第二項の規定により独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に鉱害防止積立金として積み立てた金額（同法第十条第二項又は第三項の規定により積み立てたものとみなされた金額を含む。）に相当する金額以下の金額を金属鉱業等鉱害防止準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、その年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

2・8 省略

(特定災害防止準備金)

第二十条の二 青色申告書を提出する個人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、平成三年四月一日から平成十九年三月三十一日までの期間内の日の属する各年（事業を廃止した日の属する年を除く。）において、当該各号の中欄に掲げる施設（以下この項において「特定施設」という。）に係る当該各号の下欄に掲げる費

九条第一項の規定にかかわらず、当該倉庫用建物等について同項の規定により計算した償却費の額で当該期間に係るもの百分之百十に相当する金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該倉庫用建物等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2・3 同上

(特別償却等に関する複数の規定の不適用)

第十九条 同上

一 第十条の二から第十条の六まで、第十一條から第十二条の四まで又は第十二条の六から第十五条までの規定

二 同上

(金属鉱業等鉱害防止準備金)

第二十条 青色申告書を提出する個人で金属鉱業等鉱害対策特別措置法（昭和四十八年法律第二十六号）第二条第二項に規定する採掘権者又は租鉱権者であるものが、昭和四十九年から平成十八年までの各年（事業を廃止した日の属する年を除く。）において、同法第七条第一項に規定する特定施設（以下この条において「特定施設」という。）の使用の終了後における鉱害の防止に要する費用の支出に備えるため、当該特定施設ごとに、当該特定施設につきその年において同法第七条第一項及び第二項の規定により独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に鉱害防止積立金として積み立てた金額（同法第十条第二項又は第三項の規定により積み立てたものとみなされた金額を含む。）に相当する金額以下の金額を金属鉱業等鉱害防止準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、その年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

2・8 同上

(特定災害防止準備金)

第二十条の二 同上

用の支出に備えるため、当該特定施設ごとに、当該特定施設につき積立限度額以下の金額を特定災害防止準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

個 人	施 設	費 用
省 略	省 略	省 略
一 省 略	二 省 略	三 省 略

2 前項において、積立限度額とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額をいう。

一 省 略

二 省 略
省 略
省 略

2 同 上

個 人	施 設	費 用
一 同 上	同 上	同 上
二 同 上	同 上	同 上
三 同 上	同 上	同 上
四 同 上	同 上	同 上

二 特定災害防止準備金が最終処分災害防止費用の支出に備えるため積み立てられる場合 次に掲げる金額のうち最も低い金額
イ 当該廃棄物最終処分場に係る最終処分災害防止費用の額の見積額として政令で定める金額（以下この項及び次項において「最終処分災害防止費用の見積額」という。）のうち当該廃棄物最終処分場における廃棄物の最終処分の

期間又は当該廃棄物最終処分場に係る廃棄物の最終処分の予定数量を基礎として政令で定めるところにより計算した金額

ロ その年十二月三十一日において、当該廃棄物最終処分場に係る最終処分災害防止費用の支出に備えるため当該個人が政令で定めるところにより委託している信託財産の額から、その年の前年十二月三十一日における当該廃棄物最終処分場に係る当該信託財産の額を控除した金額

ハ 当該廃棄物最終処分場に係る最終処分災害防止費用の見積額から、その年十二月三十一日におけるその年の前年から繰り越された当該廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額を控除した金額

二 省略

3 第一項の特定災害防止準備金を積み立てている個人のその年十二月三十一日ににおける当該岩石採取場に係る特定災害防止準備金の金額が当該岩石採取場の採石災害防止費用の見積額と当該岩石採取場に係る前項第一号ロに規定する信託財産の額のうちいづれか低い金額を超えるとき、又は当該個人のその年十二月三十一日における当該露天石炭等採掘場に係る特定災害防止準備金の金額が当該露天石炭等採掘場の露天石炭等採掘災害防止費用の見積額と当該露天石炭等採掘場に係る同項第二号ロに規定する信託財産の額のうちいづれか低い金額を超えるときは、その超える金額は、その年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

4 第一項の特定災害防止準備金を積み立てている個人が当該特定災害防止準備金に係る岩石採取場又は露天石炭等採掘場につき採石災害防止費用又は露天石炭等採掘災害防止費用の額を支出した場合には、当該支出をした日における当該岩石採取場又は当該露天石炭等採掘場に係る特定災害防止準備金の金額のうち当該支出した金額に相当する金額は、その年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

5 第一項の特定災害防止準備金を積み立てている個人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

一 当該岩石採取場における岩石の採取又は当該露天石炭等採掘場における石炭

三 同上

3 第一項の特定災害防止準備金を積み立てている個人のその年十二月三十一日ににおける当該岩石採取場に係る特定災害防止準備金の金額が当該岩石採取場の採石災害防止費用の見積額と当該岩石採取場に係る前項第一号ロに規定する信託財産の額のうちいづれか低い金額を超えるとき、当該個人のその年十二月三十一日における当該廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額が当該廃棄物最終処分場の最終処分災害防止費用の見積額と当該廃棄物最終処分場に係る同項第二号ロに規定する信託財産の額のうちいづれか低い金額を超えるとき、又は当該個人のその年十二月三十一日における当該露天石炭等採掘場の露天石炭等採掘災害防止費用の見積額と当該露天石炭等採掘場に係る同項第三号ロに規定する信託財産の額のうちいづれか低い金額を超えるときは、その超える金額は、その年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

4 第一項の特定災害防止準備金を積み立てている個人が当該特定災害防止準備金に係る岩石採取場、廃棄物最終処分場又は露天石炭等採掘場につき採石災害防止費用、最終処分災害防止費用又は露天石炭等採掘災害防止費用の額を支出した場合には、当該支出をした日における当該岩石採取場又は当該露天石炭等採掘場に係る特定災害防止準備金の金額のうち当該支出した金額に相当する金額は、その年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に相当する金額は、その年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

5 同上

一 当該岩石採取場における岩石の採取、当該廃棄物最終処分場における廃棄物

等の採掘を廃止した場合 その廃止した日における当該岩石採取場又は当該露天石炭等採掘場に係る特定災害防止準備金の金額

二 採石法第三十二条の十の規定により同法第三十二条の三第一項の規定による登録が取り消された場合又は鉱業法第五十五条の規定により鉱業権が取り消され、若しくは同法第八十三条第一項の規定により租鉱権が取り消された場合当該登録が取り消された日又は当該鉱業権若しくは租鉱権が取り消された日ににおける特定災害防止準備金の金額

三・四 省略

第二十条の三 青色申告書を提出する個人で廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第二百三十七号)第八条第一項又は同法第十五条第一項の許可を受けたものが、平成十年六月十七日から平成二十年三月三十一日までの期間内の日の属する各年(事業を廃止した日の属する各年(事業を廃止した日の属する年を除く。))において、同法第八条の五第一項に規定する特定一般廃棄物最終処分場又は同法第十五条の二の三において準用する同項に規定する特定産業廃棄物最終処分場(以下この条において「特定廃棄物最終処分場」という。)の埋立処分の終了後における維持管理に要する費用の支出に備えるため、当該特定廃棄物最終処分場ごとに、当該特定廃棄物最終処分場(以下この条において「特定廃棄物最終処分場」という。)の埋立処分の終了後における維持管理に要する費用の支出に備えるため、当該特定廃棄物最終処分場ごとに、当該特定廃棄物最終処分場につきその年において同法第八条の五第一項及び第二項(これらの規定を同法第十五条の二の三において準用する場合を含む。)の規定により独立行政法人環境再生保全機構に維持管理積立金として積み立てた金額(その年において準用する場合を含む。)の規定により積み立てたものとみなされた金額を含む。以下この条において「維持管理積立金」という。)に相当する金額以下の金額を特定災害防止準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした年分の事業所得の金額の計算上、

第二十条の三 青色申告書を提出する個人で廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項又は同法第十五条第一項の許可を受けたものが、平成十年六月十七日から平成十八年三月三十一日までの期間内の日の属する各年(事業を廃止した日の属する年を除く。)において、同法第八条の五第一項に規定する特定一般廃棄物最終処分場又は同法第十五条の二の三において準用する同項に規定する特定産業廃棄物最終処分場(以下この条において「特定廃棄物最終処分場」という。)の埋立処分の終了後における維持管理に要する費用の支出に備えるため、当該特定廃棄物最終処分場ごとに、当該特定廃棄物最終処分場につきその年において同法第八条の五第一項及び第二項(これらの規定を同法第十五条の二の三において準用する場合を含む。)の規定により独立行政法人環境再生保全機構に維持管理積立金として積み立てた金額(その年において同法第九条の五第三項(同法第十一条の四において準用する場合を含む。)の規定による地位の承継があつたときは、当該地位の承継につき同法第八条の五第七項(同法第十五条の二の三において準用する場合を含む。)の規定により積み立てたものとみなされた金額を含む。以下この条において「維持管理積立金」という。)に相当する金額以下の金額を特定災害防止準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

三・四 同上

658 省略

必要経費に算入する。

256 省略

(肉用牛の売却による農業所得の課税の特例)

第二十五条 省略

2 前項に規定する個人が、同項に規定する各年において、同項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却した場合において、その売却した肉用牛のうちに免税対象飼育牛に該当しないものが含まれているとき（その売却した肉用牛がすべて免税対象飼育牛に該当しないものであるときを含む。）は、当該個人のその売却をした日の属する年分の総所得金額に係る所得税の額は、所得税法第二編第二章から第四章までの規定により計算した所得税の額によらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。

一 省略

二 その年において前項各号に掲げる売却の方法により売却した当該各号に定める肉用牛に係る事業所得の金額がないものとみなして計算した場合におけるその年分の総所得金額につき、所得税法第二編第二章第四節、第三章及び第四章の規定により計算した所得税の額に相当する金額

357 省略

(社会保険診療報酬の所得計算の特例)

第二十六条 省略

2 前項に規定する社会保険診療とは、次の各号に掲げる給付又は医療、介護、助産若しくはサービスをいう。

一 省略

二 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の規定に基づく医療扶助のための医療、介護扶助のための介護（同法第十五条の二第一項第一号に掲げる居宅介護のうち同条第二項に規定する訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護、同条第一項第五号に掲げる介護予防のうち同条第五項に規定する介護予防訪問看護、介

256 同上

(肉用牛の売却による農業所得の課税の特例)

第二十五条 同上

2 前項に規定する個人が、同項に規定する各年において、同項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却した場合において、その売却した肉用牛のうちに免税対象飼育牛に該当しないものが含まれているとき（その売却した肉用牛がすべて免税対象飼育牛に該当しないものであるときを含む。）は、当該個人のその売却をした日の属する年分の総所得金額に係る所得税の額は、所得税法第二編第二章から第四章までの規定（経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成十一年法律第八号。以下この項、第四十一条の十六第四項及び第四十二条の三の二において「所得税等負担軽減措置法」という。）第四条及び第五条の規定を含む。）により計算した所得税の額によらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。

一 同上

二 その年において前項各号に掲げる売却の方法により売却した当該各号に定める肉用牛に係る事業所得の金額がないものとみなして計算した場合におけるその年分の総所得金額につき、所得税法第二編第二章第四節、第三章及び第四章の規定（所得税等負担軽減措置法第四条及び第五条の規定を含む。）により計算した所得税の額に相当する金額

357 同上

(社会保険診療報酬の所得計算の特例)

第二十六条 同上

2 同上

一 同上

二 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の規定に基づく医療扶助のための医療、介護扶助のための介護（同法第十五条の二第一項第一号に掲げる居宅介護のうち同条第二項に規定する訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護、同条第一項第五号に掲げる介護予防のうち同条第五項に規定する介護保健施設サービス若しくは

護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護又は同条第一項第四号に掲げる施設介護のうち同条第四項に規定する介護保健施設サービス若しくは介護療養施設サービスに限る。）又は出産扶助のための助産

三・四 省略

五 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定によつて居宅介護サービス費を支給することとされる被保険者に係る指定居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション又は短期入所療養介護に限る。）のうち当該居宅介護サービス費の額の算定に係る当該指定居宅サービスに要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分、同法の規定によつて介護予防サービス費を支給することとされる被保険者に係る指定介護予防サービス（介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション又は介護予防短期入所療養介護に限る。）のうち当該介護予防サービス費の額の算定に係る当該指定介護予防サービスに要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分又は同法の規定によつて施設介護サービス費を支給することとされる被保険者に係る介護保健施設サービス若しくは指定介護療養施設サービスのうち当該施設介護サービス費の額の算定に係る当該介護保健施設サービス若しくは指定介護療養施設サービスに要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分

六 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）の規定によつて自立支援医療費を支給することとされる支給認定に係る障害者等に係る指定自立支援医療のうち当該自立支援医療費の額の算定に係る当該指定自立支援医療に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分若しくは同法の規定によつて療養介護医療費を支給することとされる支給決定に係る障害者に係る指定療養介護医療（療養介護に係る指定障害福祉サービス事業者等から提供を受ける療養介護医療をいう。）のうち当該療養介護医療費の額の算定に係る当該指定療養介護医療に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分又は児童福祉法の規定によつて障害児施設医療費を支給することとされる施設給付決定に係る障害児に係る障害児施設医療のうち当該障害児施設医療費の額の算定に係る当該障害児施設医療に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分

介護療養施設サービスに限る。）又は出産扶助のための助産

三・四 同上

五 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定によつて居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費（以下この号において「居宅介護サービス費等」という。）を支給することとされる被保険者に係る指定居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション又は短期入所療養介護に限る。）のうち当該居宅介護サービス費等の額の算定に係る当該指定居宅サービスに要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分又は同法の規定によつて施設介護サービス費を支給することとされる被保険者に係る介護保健施設サービス若しくは指定介護療養施設サービスのうち当該施設介護サービス費の額の算定に係る当該介護保健施設サービス若しくは指定介護療養施設サービスに要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分

(中小企業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例)

第二十八条の二 第十条第四項に規定する中小企業者に該当する個人で青色申告書を提出するものが、平成十八年四月一日から平成二十年三月三十日までの間に

取得し、又は製作し、若しくは建設し、かつ、当該個人の不動産所得、事業所得又は山林所得を生すべき業務の用に供した減価償却資産で、その取得価額が三十万円未満であるもの（その取得価額が十万円未満であるもの及び第十九条各号に掲げる規定その他政令で定める規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「少額減価償却資産」という。）については、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該少額減価償却資産の取得価額に相当する金額を、当該個人のその業務の用に供した年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

この場合において、当該個人のその業務の用に供した年分における少額減価償却資産の取得価額の合計額が三百万円（当該業務の用に供した年がその業務を開始した日の属する年又はその業務を廃止した日の属する年である場合には、これらの年にについては、三百万円を十二で除し、これにこれらの年において業務を営んでいた期間の月数を乗じて計算した金額。以下この項において同じ。）を超えるときは、その取得価額の合計額のうち三百万円に達するまでの少額減価償却資産の取得価額の合計額を限度とする。

2| 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

3| 第一項の規定は、確定申告書に少額減価償却資産の取得価額に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

5| 前三項に定めるもののほか、第一項の規定の適用がある場合における同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(給与所得者等が住宅資金の貸付け等を受けた場合の課税の特例)

第二十九条 所得税法第二十八条第一項に規定する給与等又は同法第三十条第一項に規定する退職手当等の支払を受ける居住者で、その支払者（以下この条において「使用者」という。）の法人税法第二条第十五号に規定する役員その他政令で定める者に該当しないもの（以下この条において「給与所得者等」という。）が、自己の居住の用に供する住宅等（土地若しくは土地の上に存する権利又は家屋で国内にあるものをいう。以下この条において同じ。）の取得に要する資金に充

(中小企業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例)

第二十九条 第十条第五項に規定する中小企業者に該当する個人で青色申告書を提出するものが、平成十五年四月一日から平成十八年三月三十日までの間に取得し、又は製作し、若しくは建設し、かつ、当該個人の不動産所得、事業所得又は山林所得を生すべき業務の用に供した減価償却資産で、その取得価額が三十万円未満であるもの（第十九条各号に掲げる規定その他政令で定める規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「少額減価償却資産」という。）については、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該少額減価償却資産の取得価額に相当する金額を、当該個人のその業務の用に供した年分の不動産所得の金額を、当該個人のその業務の用に供した年分の不動産所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

2| 前項の規定は、確定申告書に少額減価償却資産の取得価額に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

3| 同上

4| 前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用がある場合における同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(給与所得者等が住宅資金の貸付け等を受けた場合の課税の特例)

第二十九条 所得税法第二十八条第一項に規定する給与等又は同法第三十条第一項に規定する退職手当等の支払を受ける居住者で、その支払者（以下この条において「使用者」という。）の法人税法第二条第十五号に規定する役員その他政令で定める者に該当しないもの（以下この条において「給与所得者等」という。）が、自己の居住の用に供する住宅等（土地若しくは土地の上に存する権利又は家屋で国内にあるものをいう。以下この条において同じ。）の取得に要する資金に充